

## 港南区税務課における市民税・県民税課税事務の未処理について

港南区税務課において、令和3年5月から令和5年6月の間、処理すべき申告書等のうち13件について、市民税・県民税の課税に必要な事務処理を行っていなかったことが判明しました。

対象者の皆様にはご迷惑をお掛けし、お詫び申し上げます。

今後、地方税法の規定に基づき、課税手続きを行ってまいります。

## 1 経緯

令和5年8月、税務課職員が管理するキャビネット内の書類が整理されていない状況が発見されたため、所属で点検・確認作業を行ったところ、未処理のままであった申告書等計13件があることが判明しました。

## 2 未処理件数（対象者数）及び修正税額

	未処理件数（対象者数）	修正税額
過徴収	3件（3人）	△約79,000円
賦課もれ（※）	10件（8人）	約1,886,000円
計	13件（11人）	—

<内訳>課税年度ごとの修正税額と未処理件数

- ・過徴収 令和3年度 約18,000円/1件、令和4年度 約61,000円/2件
- ・賦課もれ 平成30年度 約61,000円/2件、令和2年度 約216,000円/2件、  
令和3年度 約182,000円/1件、令和4年度 約205,000円/1件、  
令和5年度 約1,222,000円/4件

※ 税額の増が最大となる方は、令和4年度 約205,000円と令和5年度 約397,000円の合計 約602,000円

※ うち、賦課権消滅分：約277,000円/4件

## 3 発生原因

当該職員が、処理が必要な書類を、処理済み・処理不要の書類と混同させてしまい、必要な事務処理をもらしていたことが原因です。また、そのことを職場として把握できておらず、未然に防止することができませんでした。

## 4 本件への対応

対象者の方々には、訪問や書面により謝罪と説明を行い、このたびの事態をご了解いただきました。賦課もれにより税額増となる方々には、分納など、それぞれのご事情に寄り添った対応を行ってまいります。

## 5 再発防止策

同様の事案が再び発生することのないよう、課税資料等の整理と適切な事務処理について、職場内での研修を通じ、あらためて職員一人ひとりに周知徹底してまいります。併せて、責任職は書類の整理状況、事務処理の進捗状況を随時、確認・把握し、確実に業務管理を行ってまいります。

## お問合せ先

港南区税務課長 櫻井 正成 Tel 045-847-8350